

社会福祉法人君津市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人君津市社会福祉協議会の会長報酬、及び副会長、理事、監事、評議員並びに各委員会の委員等（以下「委員等」という。）の費用弁償と旅費の支給について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 会長及び君津市地域福祉活動計画作業・調査部会委員については、別表第1に掲げる報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 副会長、理事、監事、評議員及び委員等が会長等の招集する会議に出席したときは、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

(旅 費)

第4条 会長、副会長、理事、監事、評議員及び委員等が会長の依頼により会務のため旅行するときは、別表第3に掲げる旅費を支給する。

(特 例)

第5条 前4条の場合において、会長、副会長、理事、監事、評議員及び委員等が公用車を使用するときは、鉄道賃及び車賃は支給しない。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成2年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成14年3月22日から施行する。
- 8 平成15年6月1日から同年8月31日までの間における会長の報酬月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。
- 9 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

区 分	報 酬
会 長	月 額 124,000円
君津市地域福祉活動計画作業・調査部会委員	日 額 7,700円

別表第2（第3条）

区 分	費 用 弁 償
副会長	1回につき 1,500円
理 事	1回につき 1,500円
監 事	1回につき 1,500円
評議員	1回につき 1,500円
委員等	1回につき 1,500円

別表第3（第4条）

区 分	鉄道賃	車 賃	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
会 長	実 費	実 費	13,100円	2,600円
副会長	実 費	実 費	13,100円	2,600円
理 事	実 費	実 費	13,100円	2,600円
監 事	実 費	実 費	13,100円	2,600円
評議員	実 費	実 費	13,100円	2,600円
委員等	実 費	実 費	13,100円	2,600円

日当・旅行雑費

区 分	君津四市内	県 内	県 外
宿泊あり	300円	1,300円	2,600円
宿泊なし		300円	600円